

2022 年度  
環境省請負業務

## 令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業の適合 性確認等業務

(株式会社商工組合中央金庫によるポジティブ・インパクト・ファイナンス・フレームワー  
ク)

# 適合性確認報告書

2023年3月

株式会社日本格付研究所

## 目次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 1   | 本適合性確認等業務の背景、目的.....                      | 1  |
| 2   | 適合性確認等業務の概要 .....                         | 4  |
| 2.1 | 参照する原則・ガイドライン等 .....                      | 4  |
| 2.2 | 結論要約 .....                                | 4  |
| 3   | フレームワーク作成者及びフレームワークの概要.....               | 6  |
| 3.1 | フレームワーク作成者の概要 .....                       | 6  |
| 3.2 | 本フレームワーク作成の目的 .....                       | 8  |
| 3.3 | 商工中金のポジティブインパクト・ファイナンス・フレームワークの概要.....    | 8  |
| 3.3 | UNEP FI ポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要.....        | 10 |
| 3.4 | 商工中金のモデル・フレームワークを活用した評価プロセス.....          | 12 |
| 3.5 | 透明性の担保 .....                              | 14 |
| 3.6 | 商工中金のインパクト評価体制について .....                  | 15 |
| 4   | 適合性確認の枠組み .....                           | 16 |
| 5   | IF 基本的考え方及び IF 評価ガイドへの適合性確認.....          | 17 |
| 6   | UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークへの適合性確認 ..... | 18 |
| 7   | 適合性確認機関 .....                             | 23 |

## 1 本適合性確認等業務の背景、目的

本事業は、国内におけるグリーンファイナンスをさらに普及させるために、同分野におけるモデル事例の創出・情報発信をするものである。

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する企業等の事業活動への民間資金を導入するための有効な枠組みの一つとして、2019年3月に「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下「SLLP」という。）が策定された（2021年5月、2022年3月、2023年2月改訂）。これは、借り手となる企業等のサステナブル経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけた枠組みである。近年、国際的には企業等の借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンである「サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）」が活発になってきている。また、SLLと同様のフレームワークによる「サステナビリティ・リンク・ボンド（以下「SLB」という。）」について、ICMA（国際資本市場協会）が2020年6月に「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」（以下「SLBP」という。）を発表し、国内外でSLBの発行も進んでいる。加えて、金融機関・投資家が環境・社会・経済へのインパクトを明確な意図を持って追求する「インパクトファイナンス」の取組が様々なイニシアティブによって進められている。

国内においては、環境省にて、2022年7月に、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（以下「GB・SLBガイドライン」という。）及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「GL・SLLガイドライン」という。）を改訂した。しかし、現状、パリ協定で掲げられた目標、SDGsのような国際目標や、2021年4月に首相が表明した2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け民間資金を大量に導入していく必要がある中で、我が国におけるこうした金融手法の普及は十分とはいえない。

SLL、SLB、インパクトファイナンスは資金用途を特定せず、企業の長期的な環境ビジョンの達成に対して柔軟な資金調達を可能とする特性を有しているが、2019年に市場で取引が開始されたばかりであり、一部にはグリーンウォッシュの懸念がある事例も海外では指摘されている。

以上の状況を踏まえ、GB・SLBガイドライン、GL・SLLガイドライン、「インパクトファイナンスの基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」及びその他各種原則・ガイドライン（以下「本件ガイドライン等」という。）に適合し、かつ、特に環境面において先進的かつ市場に波及効果をもたらし得る等のモデル性を有すると考えられる「SLL、SLB若しくはインパクトファイナンスの調達又は発行事例」、「金融機関等のSLL若しくはインパクトファイナンスの枠組み」「資金調達者によるSLLの枠組み」に関して適合性確認等を実施し、情報発信することで、国内においてグリーンファイナンスをさらに普及させることを目指す。

環境省の請負業者である株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLL等のモデル創出に向け

て、環境省が公募で選定した事例の本件ガイドライン等に対する適合性確認等を目的として、本業務を実施する。

今回、金融機関等が定めるインパクトファイナンスに関するフレームワークの事例として、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）から、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」という。）と紐付けし、インパクト預金とそれを原資としたPIFの枠組み」の応募があった。応募案件を審査委員会で審議した結果、以下の点を評価してモデル事例に選定した。なお、インパクト預金とは、PIFの原資とするために他の預金と分けて集めた預金をいう。

#### <実施体制の先進性>

- 1) ポジティブ・インパクト・ファイナンスとインパクト預金による資金の好循環の創出を企図したフレームワークを構築している。預金者は預金を通じて中小企業の取組を支援するとともに、商工中金によるモニタリングを通じて更にその取組が加速される点が特徴となると考えられる。

#### <市場に対する波及効果>

- 1) 日本全国に店舗網を有する中小企業専門の金融機関である商工中金がインパクト預金を原資にPIFを実行することで、中小企業においてサステナブル経営が実行される。それにより、生まれた付加価値がインパクト預金や他のESG投資に還流するという資金の好循環が生まれるとともに、商工中金の拠点が中心となって地域のサステナビリティの取組が広がることが期待される。
- 2) 中小企業が、自身の取組の応援者＝預金者に対する意識を持つことで、中小企業と社会の結びつきを強くし、より一層、社会の持続可能性を高める取組への意欲、関心の向上、及び具体的な取組を推進する効果がある。
- 3) 商工中金が蓄積したノウハウを、各地域の地域金融機関との業務提携を通じて共有することや、地域金融機関が、商工中金が作成するPIF評価を利用、協調支援することで他の金融機関への波及効果が期待される。
- 4) 本枠組みでは、金融機関自身のバランスシート内において、PIF等の資金提供面だけでなく、インパクト預金等の資金調達面においても、非財務情報の色づけができるものである。これは、金融機関自身のESGの取組の訴求に加え、サステナビリティ視点での経営を促進するものであり、他の金融機関でも同様の効果を見込んだ実施が期待される。

#### <効率性>

- 1) インパクト預金及びそれを原資とする PIF を通じて、中小企業のサステナブル経営に対する意識向上を図ることで、深度ある対話や現状の把握と課題共有につながり、効率的かつ効果的な PIF の実行が期待される。

#### <インパクト評価方法の先進性>

- 1) 商工中金は、2020年からESG診断、幸せデザインサーベイなど中小企業のインパクトを測定・管理するツールを独自に開発しており、提供した企業は既に1,000社以上に及ぶ。これらのツールの結果も最大限に活かしつつ、インパクトの測定・管理を行っている。
- 2) PIF 実行にあたっては、環境面のインパクトを必ず特定することを義務付けている。すべての PIF の案件について環境面のインパクトを特定してきた豊富な実績から、インパクトを適切に把握・管理する評価軸が確立されている。
- 3) インパクト預金の募集に伴い、PIF 実行を通じて設定した KPI 件数を各 SDGs の目標別に取りまとめる。加えて、一部の企業に関しては個社別の実績を好事例として取りまとめる。これらの情報について、年に一度開示する予定であり、透明性が高い。

なお本事例の審査の過程で、審査委員会は以下の点を今後の期待としてコメントしている。

- ・ インパクト預金の預金者がインパクトを実感する観点から、インパクトレポートによる情報開示が重要となる。今後は、実際のインパクトの開示に向け更なる開示の透明性向上を期待する。

## 2 適合性確認等業務の概要

### 2.1 参照する原則・ガイドライン等

環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方（IF 基本的考え方）

環境省 グリーンから始めるインパクト評価ガイド（IF 評価ガイド）

UNEP FI<sup>1</sup> ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）

UNEP FI 資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）

### 2.2 結論要約

商工中金では、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方に基づき、パーパス「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」、ミッション「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」を設定し、浸透を図っている。パーパスの実現に向けて定めた「サステナビリティ基本規程」では、全ての役職員は、環境方針および人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定め、業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境および社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを、貸出業務における基本方針として定め、インパクトファイナンス等積極的な取組を行っている。

そのような取組の中で、この度、商工中金は、預金者の環境・社会への貢献意欲と借入人企業のサステナブルな取組を、資金を活用してつなぐため、インパクト預金とそれを原資としたPIFの枠組み（以下、「本フレームワーク」という。）を作成した。商工中金は、本フレームワークを活用しインパクト預金とPIFを一体的に運用することで、PIFの借入人企業のサステナブル経営を促進し、環境・社会に与えるポジティブ・インパクトを増大させること、また、それにより生まれた付加価値がインパクト預金に還流するという資金の好循環を生み出すことを企図している。

JCRは、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方、グリーンから始めるインパクト評価ガイド、UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則および資金用途を特定しない事業会社向けモデル・フレームワークで示された事項に従い、本フレームワークのガイドラインへの適合性確認を行った。なお、インパクト預金の適合性確認については、環境省のインパクトファ

<sup>1</sup> 国連環境計画 金融イニシアティブの略。

イナンスの基本的考え方で示された事項を参照した上で実施した。インパクト預金は PIF の原資となる預金を指すものであるため、その資金使途である PIF について確認することでインパクト預金の適合性確認も兼ねている。その結果、本フレームワークは上記原則類の要件を満たしており、今後の国内におけるインパクトファイナンスの普及に向けた先駆的なモデル事例であると評価している。

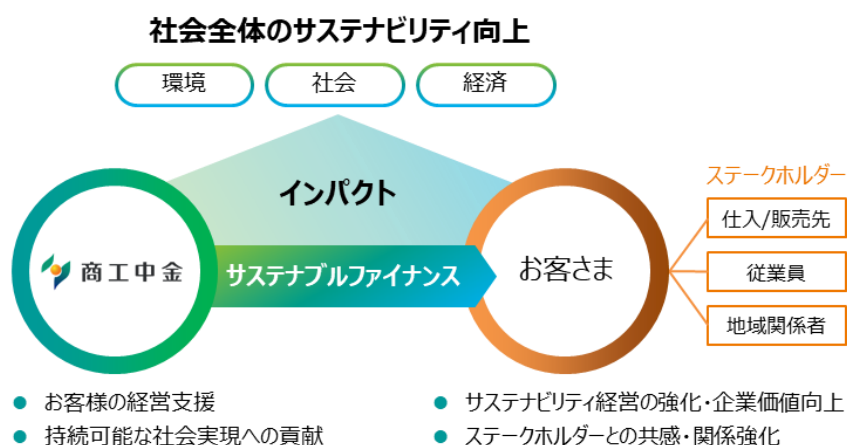
### 3 フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

#### 3.1 フレームワーク作成者の概要

商工中金は、1936年、同業者組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって設立された。2008年10月には現在の株式会社に組織転換している。中小企業団体とその構成員である中小企業を主な顧客とし、融資、預金、債券、証券、為替など多彩な業務を取り扱っている。収益の柱は、債券・預金で調達した資金を融資で運用する預借貸業務である。貸出のほとんどは中小企業の組合および中小企業向けで、住宅ローンなど消費者向けは取り扱っていない。従来から国の制度融資への依存は少なく、融資の大部分は自らの商品と営業努力により獲得してきた。中立的な金融機関として資金を安定供給するという中小企業の期待に応えてきたことが顧客との関係を支えており、他の政策金融機関と異なり短期運転資金も取り扱うなかで、顧客とのリレーションシップを築き、独自に一定の事業基盤を確立している。

商工中金では、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方にに基づき、パーパス「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」、ミッション「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」を設定し、浸透を図っている。パーパスの実現に向けて定めた「サステナビリティ基本規程」では、全ての役職員は、環境方針および人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定めている。

図1：商工中金によるサステナブルファイナンスの概要<sup>2</sup>








<sup>2</sup> 出所：商工中金提供資料



そして、商工中金の組織・職員の取組の基本的な視点として、“SPEED”の視点（S=Sustainability、P=Productivity、E=Empathy、E=Ecology、D=Digital）を設定し、具体的な目的と行動を定めている。また、商工中金の業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境および社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを、貸出業務における基本方針として定め、積極的な取組を行っている。

図 2: 商工中金の SPEED の視点<sup>3</sup>

|            | Sustainability   | Productivity   | Empathy  | Ecology   | Digital  |
|------------|--|--|--|---|--|
| SPEEDs の視点 | <br>将来を損なわず<br>現在を豊かにする | <br>少ない資源で<br>より多くを産み出す | <br>関係者から共感され<br>ファンを作る | <br>関係者以外も害さず<br>又は対策する | <br>多くの情報を使い<br>付加価値を創る |
| 目的         | 雇用の安定を通じて地域経済の活性化に貢献   | 限られた資源の中で事業活動による成果を持続的に増加  | 社会の一員である企業としての社会的責任を追求   | 全ての社会経済活動の基盤である気候、海洋、森林等の地球環境の安定に貢献   | 多様な背景を持つ消費者に応じたサービスを物質的な制約や環境資源の消費なく提供   |
| 行動         | 事業活動に必要な経営資源を継続的に確保<br>外部環境の変化に合わせて事業活動を改善   | 事業活動に関するノウハウを蓄積・活用<br>生産設備が消費する資源を削減   | 従業員の健康と適切な処遇、取引先との公正な取引など、人権の尊重をはじめ倫理的に正しく活動を  | 環境に配慮した活動に積極的に取り組む<br>自然災害等への危機管理を実施  | デジタル技術の活用<br>データによる付加価値の創出   |

中期経営計画（2022～2024年度）では、2030年の環境変化を見据えた社会・中小企業の課題を意識しながら、顧客のライフステージごとの経営課題に着目し、以下の積極的に強化していく<3つの分野（カテゴリーS・E・T）を「差別化分野」と位置付けている。

カテゴリーS：スタートアップ支援

カテゴリーE：サステナブル経営支援

カテゴリーT：事業再生支援

特にサステナブル経営支援においては、SPEEDの視点を生かした事業性評価を重視しながら、環境・社会に配慮した活動が企業価値に繋がるプロセスを正しく評価し、踏み込んだ伴走支援と信用リスクの適切なコントロールを図ることを目指している。

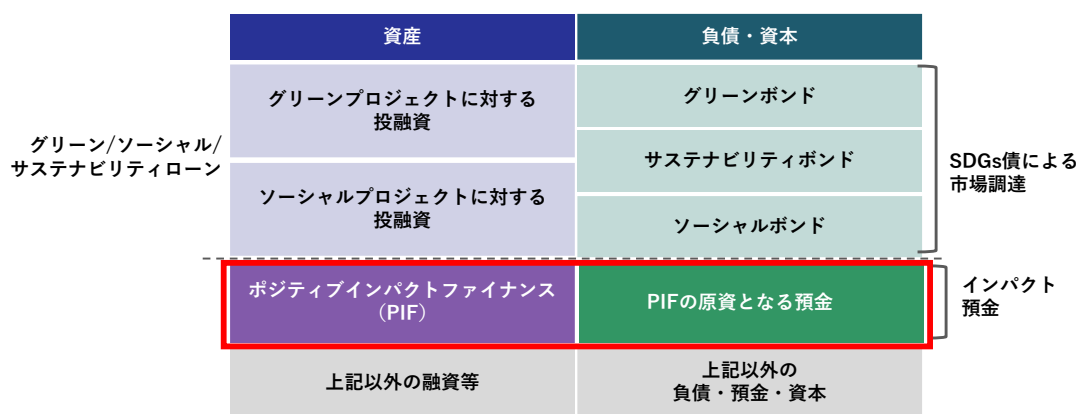
<sup>3</sup> 出所：TCFDレポート2023

### 3.2 本フレームワーク作成の目的

商工中金は、今後さらに注力していく PIF にインパクト預金を紐付けし、本フレームワークを新たに作成した。商工中金は、本フレームワークを活用することでインパクト預金と PIF が一体となり、資金の好循環を生みだすことを企図している。

今後、商工中金は、サステナブルファイナンスを包括的に推進するため、中小企業等向けサステナブルファイナンス（グリーン/ソーシャル/サステナビリティローン及びポジティブ・インパクト・ファイナンス）の実施とそれらに係る資金調達の包括的フレームワークを策定する予定である。これらの取組により、図3のように商工中金のバランスシートを活用し、商工中金の取引先である中小企業組合・中小企業におけるサステナブル経営を推進することを目的としている。

図3：商工中金のバランスシートにおけるサステナブルファイナンスの考え方<sup>4</sup>



### 3.3 商工中金のポジティブインパクト・ファイナンス・フレームワークの概要

本フレームワークでは、調達からファイナンスまでの一体スキームとして、インパクト預金を開設する。インパクト預金は、自動解約型の定期預金（満期1年）として募集し、商工中金の決算(3月末)時点のインパクト預金残高（総量）と PIF の融資残高（総量）を確認し、PIF の融資残高（総量）がインパクト預金残高を上回るように残高管理を実施する。

<sup>4</sup> 出所：商工中金提供資料

図4：本フレームワークイメージ図<sup>5</sup>



中小企業が単独でサステナブル経営を企画実行していくことはハードルが高く、また自身の資金を ESG 投資にどう活用すべきか課題を感じている預金者に対して、商工中金がいわば‘触媒’となって調達と融資を一体としたスキームの構築によりサポートを行っていく。商工中金では本スキームの活用によって、中小企業におけるサステナブル経営が広がり、生まれた付加価値が循環的にインパクト預金や他の ESG 投資に還流することで、社会全体のサステナビリティ向上に貢献していく考えである。

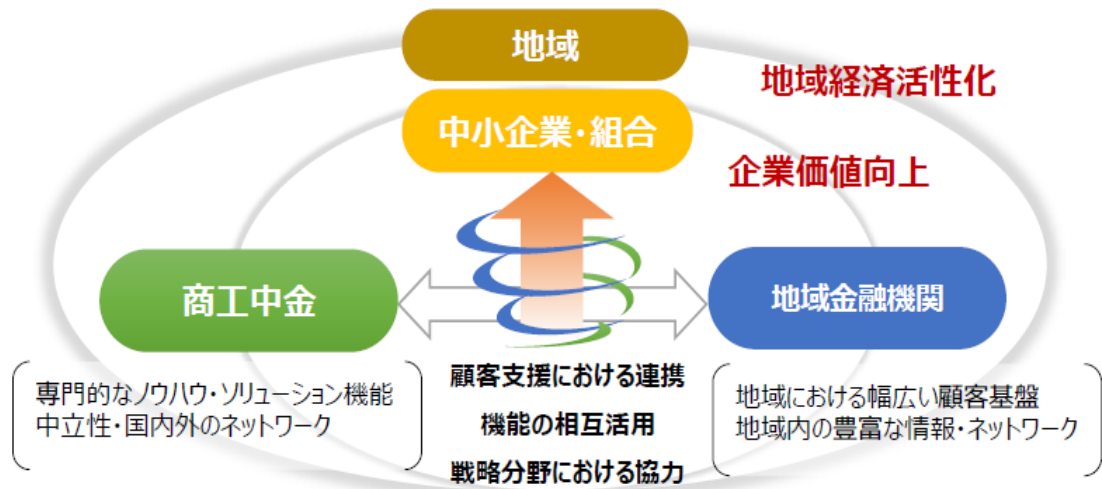
なお、本インパクト預金の用途となるポジティブ・インパクト・ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブが策定したポジティブ・インパクト金融原則、同モデル・フレームワーク、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方に準拠している。インパクトファイナンスの基本的考え方に基づき、適切なリスク・リターンを確保するという観点から、商工中金はサポートした中小企業からスキーム構築料を得る仕組みとなっている。

#### <本フレームワークを活用した地域金融機関との連携>

商工中金は、サステナブルファイナンスにおいて、地域金融機関との業務提携（ノウハウ共有・協調案件創出等）により、PIF のノウハウや商品化するリソースがない金融機関でも、商工中金が作成する PIF 評価書に基づき、協調支援するための体制も併せて整備した。個別案件だけでなく金融機関単位の連携により、更に多くの地域にて中小企業のサステナビリティの取組を促進する。

<sup>5</sup> 出所：商工中金提供資料

図 5：商工中金と地域金融機関と連携イメージ図<sup>6</sup>



### 3.3 UNEP FI ポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要

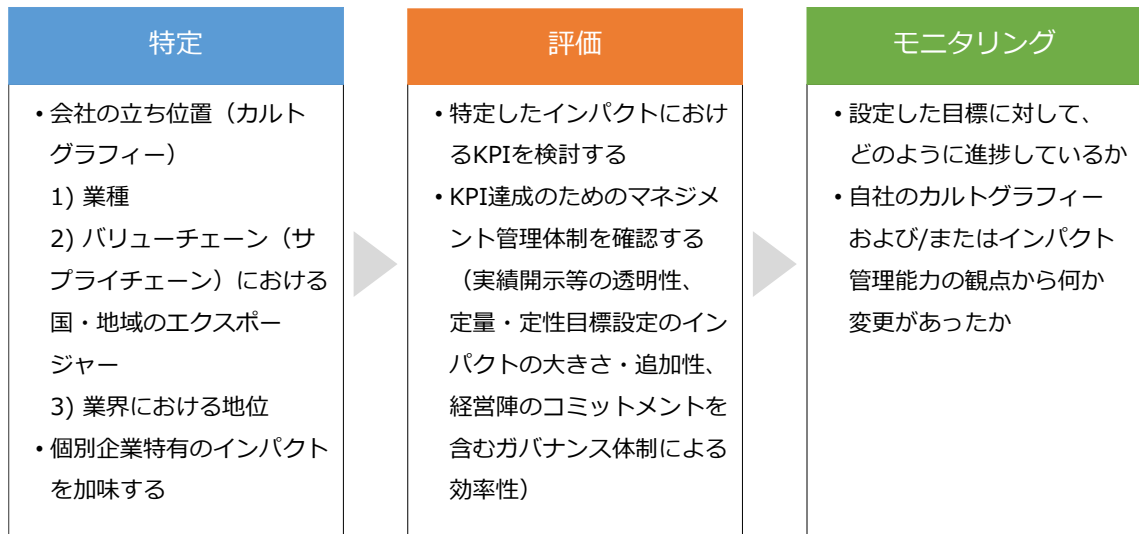
ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）とは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

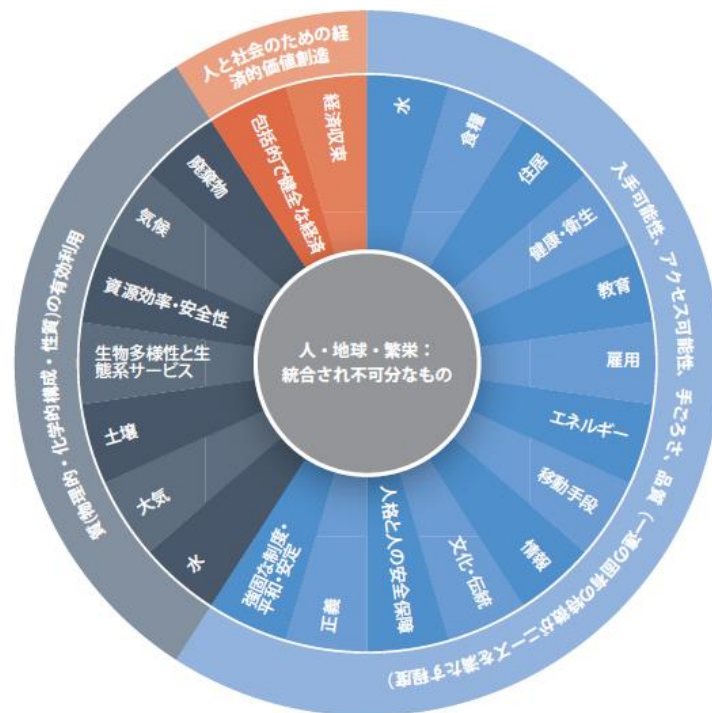
UNEP FIでは、PIF実践にあたりモデル・フレームワークを公表しており、商工中金は同フレームワークに則って評価プロセスを構築している。

<sup>6</sup> 出所：商工中金 提供資料

<モデル・フレームワークの概要<sup>7)</sup>>



UNEP FI では、インパクトの特定においては、インパクト・レーダーで定めた「社会」、「環境」、「経済」の三側面に係るインパクト領域を活用して各企業のインパクトを特定することが推奨されている。なお、インパクト領域は、SDGs17 目標の領域を考慮して設定されている。



<sup>7)</sup> UNEP FI 資金使途を特定しない事業会社のためのモデル・フレームワーク、インパクト分析ツールガイドより、JCR 作成。

### 3.4 商工中金のモデル・フレームワークを活用した評価プロセス

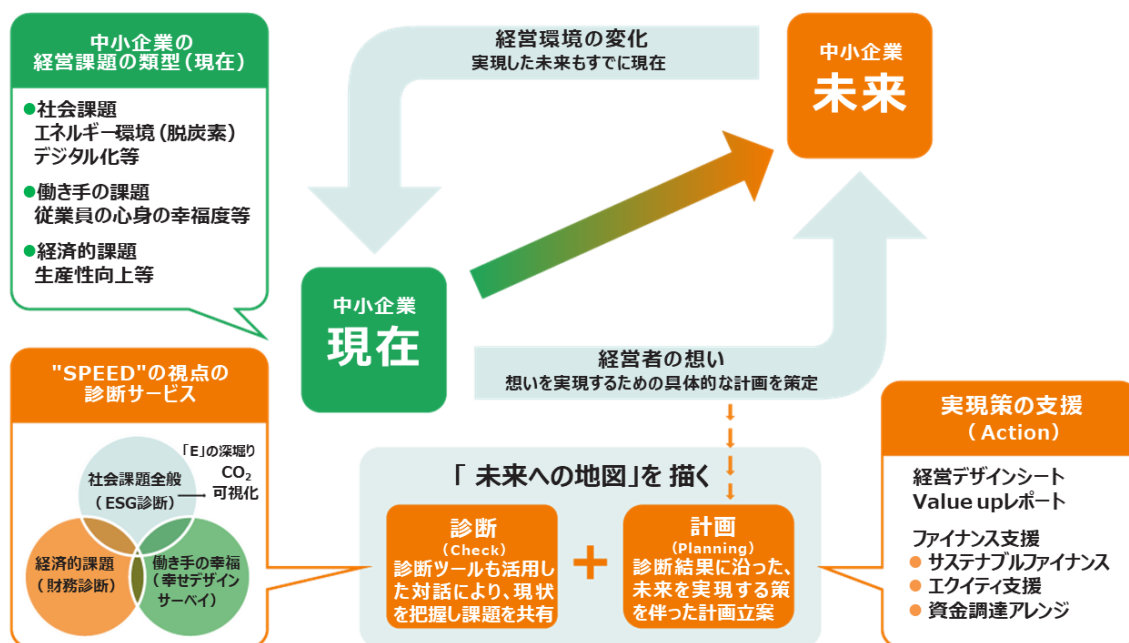
モデル・フレームワークを活用した商工中金の PIF/フレームワーク評価プロセスは、以下の特徴を有している。

#### 3.4.1 インパクトの特定・評価

商工中金では、取引する中小企業（借入人）との継続的な対話を通じて経営課題と地域課題を詳細に把握し、インパクトを特定し IMM（Impact Measurement and Management）を実行するとともに、借入人の「将来ありたい姿」を共有し、KPI を設定している。

具体的には、“SPEED”の視点の診断サービス<sup>8</sup>も活用した深度ある対話、現状の把握と課題共有を行い、借入人へのエンゲージメントを通じ、商工中金らしいサポートを行っている。

図 6：商工中金のインパクト評価の概念図<sup>9</sup>



注釈：  
Value up レポート：商工中金が調査した業界動向などを基にマクロ・ミクロの視点から事業評価を行い、今後の経営戦略をまとめたレポート  
経営デザインシート：内閣府がリリースしている、将来の経営の基幹となる価値創造メカニズムをデザインし、在りたい姿に移行するための思考補助ツール、コミュニケーションツール  
幸せデザインサーベイ：商工中金独自の、従業員へのアンケートにより、組織の幸せを可視化し、企業の持続的な成長を支援するサービス

KPI 設定においては、内容は個社毎に異なるものの「環境」に関するテーマ設定を必須とすることとし、特に重要な「CO2 排出量の可視化・削減」について、借入人へのエンゲージメン

<sup>8</sup> “SPEED”の視点の診断サービス：「ESG 診断」、「幸せデザインサーベイ」（従業員へのアンケートにより組織の幸せを可視化、成長を支援するサービス）、「DX・IT サーベイ」、CO2 排出量可視化サービスの提供（boost technologies 株式会社との業務提携による）

<sup>9</sup> 出所：TCFD レポート 2023

トを必ず行い、脱炭素経営に向けた意識向上を図っている。なお、「環境」以外のテーマは個人にとっての経営課題と地域課題を踏まえて設定することとしている。これらを通じ、借入人、またそこで働く従業員も、PIFを通じて環境・サステナブル経営に関する課題を認識し、改善に向けた取組を商工中金がサポートすることにより、地域全体のサステナビリティの意識に好影響を与えることが期待される。

#### 3.4.2 PIF モニタリング

借入人、商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、PIF の KPI の進捗状況を通じインパクトの測定・創出を確認する。また、借入人との対話を行い、更なる改善に向けたソリューションの提案を行うこととしている。借入人のサステナブル経営への伴走支援（継続的なエンゲージメント、マネジメント支援）を通じ、持続的な成長・企業価値向上に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に貢献していく。

#### 3.4.3 インパクト預金

預金は、自動解約型の定期預金（満期 1 年）として募集し、残高管理としては、商工中金の決算（3月末）時点のインパクト預金残高（総量）と PIF の融資残高（総量）を確認する。預金は口座毎と PIF は案件毎にフラグを立てるが、個別の紐付き管理は行わず、PIF の融資残高（総量）> インパクト預金残高となるよう充当管理を実施する。

インパクト預金を活用した PIF の件数、実行額合計を公表するとともに、具体的な案件の例示を検討。預金者の資金を通じて、どのような環境問題への解決が行われたかを示すことで、社会のサステナビリティの意識に好影響を与えていく。

#### 3.4.4 インパクト預金に係るレポーティング

インパクト預金については、残高が存在する限り年 1 回、インパクト預金の残高、充当金額に加え、対象 PIF の業種・地域毎の融資実績を預金者に対して開示する予定である。また、インパクト預金を原資とする PIF 実行を通じて KPI として設定した環境・社会・経済に与える影響を SDGs の 17 目標ごとに件数開示し、社会全体のサステナビリティ向上への貢献を可視化する。

<開示イメージ>

| 地域   | 北海道   | 東北         | 関東         | 甲信越         | 東海    | 北陸  | 近畿  | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 |
|------|-------|------------|------------|-------------|-------|-----|-----|----|----|-------|
| 件数金額 | OMO件  |            |            |             |       |     |     |    |    |       |
| 業種   | 製造業   | 運輸・倉庫業     | 小売業        | 卸売業         | サービス業 | 建設業 | その他 |    |    |       |
| 件数金額 | 〇件OM  |            |            |             |       |     |     |    |    |       |
| 従業員数 | 10人以下 | 10人超～30人以下 | 30人超～50人以下 | 50人超～100人以下 | 100人超 |     |     |    |    |       |
| 件数金額 | 〇件OM  |            |            |             |       |     |     |    |    |       |



**KPI設定〇件**  
 (例示)・2032年度までに女性管理職を2名登用する  
 ・2025年度以降の女性社員の比率を33.8%以上にする



**KPI設定〇件**  
 (例示)・2023年度までに、CO2排出量可視化に取組み、融資期間中に10%削減を目指す



**KPI設定〇件**  
 (例示)・新たに「幸せデザインサーベイ」(※)に取組み、幸せ指数について、実施初年度に比べ融資期間中に1.0ポイントアップさせることを目標とする ※従業員へのアンケートにより組織の幸せを可視化、成長を支援する商工中金独自のサービス  
 ・2030年度までに従業員給与を毎年3%引き上げる



**KPI設定〇件**  
 (例示)・拠点の全ての冷凍・冷蔵機(12台)を2025年までに次世代フロン対応機種に入れ替える

### 3.5 透明性の担保

商工中金は、PIF 第3原則の透明性に関する要請に対応するため、以下の対応を行っている。

(1) 投融資先が意図したポジティブ・インパクトについて (原則 1)

商工中金の PIF フレームワーク及び個別の PIF 評価書は、外部評価機関からの第三者意見の取得が義務付けられている。また、当該第三者意見は外部評価機関のウェブサイトで開催される。

(2) 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて (原則 2)

商工中金は、評価の方法及びプロセスを外部評価機関からの第三者意見書を通して公表している。

(3) 投融資先が達成したインパクトについて (原則 4)

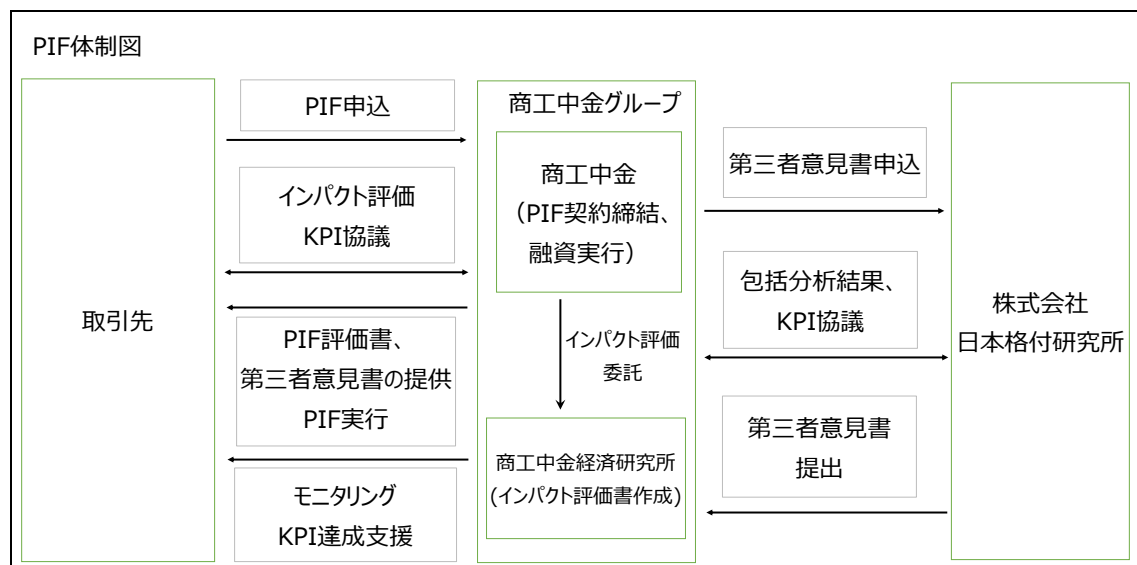
評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、貸付人である商工中金に年に1回開示を行う。なお、対象企業が中小企業であり、統合報告書作成義務やスチュワードシップコード適用対象外の企業規模であることから、公表ベースでの開示は想定していない。

評価対象企業の開示事項につき、商工中金は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行い、進捗が芳しくない場合にはコンサルティング・サービスや ESG 診断サービス等、商工中金及び商工中金経済研究所が有する知見とサービスを活用して、評価対象企業のサポートを行う。



### 3.6 商工中金のインパクト評価体制について

商工中金では、以下の通り、商工中金が PIF 契約締結、融資実行を担当し、商工中金経済研究所がインパクト評価書を作成することとなっているが、商工中金内に KPI 選定の妥当性を検討する専門部署を設けているほか、全国の営業店に ESG 評価について知見を有した職員が配置され、取引先とのインパクトの協議を行っている。



## 4 適合性確認の枠組み

本報告書では、IF 基本的な考え方、IF 評価ガイド、PIF 原則、モデル・フレームワークに基づき、本フレームワークの適合性確認を実施した。

環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方は、これまでの多様なイニシアティブを基礎にして、そこに比較的共通する基本的な考え方を整理したものという位置づけである。したがって、インパクトファイナンスの共通視点として同文書に提示された以下の3つの観点について、適合性確認を行う。特に3のインパクトファイナンスの基本的流れについては、評価ガイドに詳細が提示されていることから、評価ガイドに記載された事項に対する適合性を確認する。

1. インパクトファイナンスの定義
2. インパクトファイナンスの意義
3. インパクトファイナンスの基本的流れ

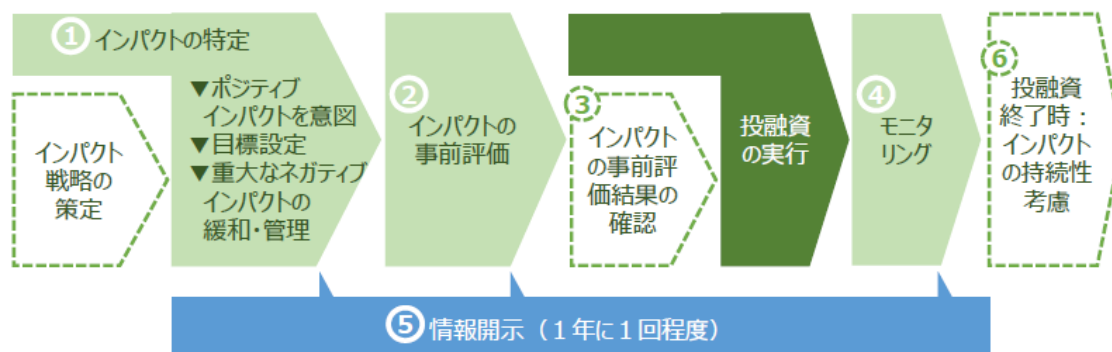
詳細な適合状況については、IF 基本的な考え方及び IF 評価ガイドで参照されており、商工中金がフレームワーク策定にあたり準拠している UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークの要請事項に従い、確認を行う。

## 5 IF 基本的考え方及び IF 評価ガイドへの適合性確認

商工中金のPIFフレームワークは、IF 基本的な考え方及び IF 評価ガイドで示された以下の定義、意義、基本的な流れに係る項目について、いずれにも適合していることを確認した。

| 内容   | 適合状況<br>(確認方法)                        |
|--|---------------------------------------|
| <b>1. インパクトファイナンスの定義</b>   |                                       |
| 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブ・インパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図をもつもの  | 適合している<br>・フレームワーク<br>・応募書類<br>・ヒアリング |
| 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの  | 適合している<br>・フレームワーク<br>・ヒアリング          |
| 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの   | 適合している<br>・フレームワーク                    |
| 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関／投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの  | 適合している<br>・フレームワーク<br>・ヒアリング          |
| <b>2. インパクトファイナンスの意義</b>   |                                       |
| 金融機関として、例えば以下の基本的な考え方に列挙されているような、インパクトファイナンスに取り組む意義を明確化しているか。<br>・自らの ESG 投融資の理念の実現、社会的支持の獲得と競争力の向上<br>・中長期的思考による適切なリスク・リターンの確保に寄与<br>・資本市場の持続的・安定的成長と、金融機関/投資家自身の経営基盤の維持・強化 | 適合している<br>・フレームワーク<br>・応募書類<br>・ヒアリング |
| <b>3. 個別の投融資におけるインパクトファイナンスの基本的流れ</b>  |                                       |
| 本フレームワークに基づき実行される個別のインパクトファイナンスは基本的な考え方及び評価ガイドで示された基本的流れに則っているか★1。   | 適合している<br>・応募書類<br>・ヒアリング             |

★1 評価ガイドで示された基本的流れ



## 6 UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークへの適合性確認

### 1. PIF 原則との適合

商工中金の PIF フレームワークは、PIF 原則で示された以下の項目について、いずれにも適合していることを確認した。

| 要請事項   | 適合確認内容  |
|--|---|
| <b>PIF 原則 1</b>  |   |
| PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。   | 本フレームワークに基づき実行される PIF は、借入人のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。                                    |
| PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。                       | 本フレームワークに基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。  |
| PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。   | 本フレームワークに基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献しうる対応策となる。  |
| PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。   | 本フレームワークに基づく PIF では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。  |
| PIF 原則はセクター別ではない。  | 本フレームワークに基づく PIF では、借入人の事業活動全体を分析することが想定されている。  |
| PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。                          | 本フレームワークに基づく PIF では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。 |
| <b>PIF 原則 2 フレームワーク</b>  |   |
| PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。 | 商工中金は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発・導入している。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。        |
| 事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。             | 商工中金は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。                             |
| 事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。   | 商工中金は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパク  |

| 要請事項  | 適合確認内容  |
|---|---|
|   | ト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。  |
| 事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。  | 商工中金は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。  |
| 事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。  | 商工中金には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。  |
| 事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。   | 商工中金は、体制整備及び個別評価について JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。  |
| 事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。  | 商工中金は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本適合性確認業務に際し、JCR は 2022 年 7 月改定の同金庫社内規程を参照している。   |
| ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる(例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である)。   | 商工中金は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。   |
| <b>原則 3 透明性</b>   |   |
| <p>PIF を提供する事業主体(銀行・投資家等)は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト(原則 1 に関連)</li> <li>・ 適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス(原則 2 に関連)</li> <li>・ 資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト(原則 4 に関連)</li> </ul> | 本フレームワークに基づく PIF は、外部評価機関からの第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していくことを評価時点で商工中金に約束することとなる。評価対象企業の開示事項につき、商工中金は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。 |
| <b>原則 4 評価</b>  |   |
| 事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。  | 商工中金は、本 PIF に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトを PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素(①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性)に基づき評価している。JCR は、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。  |

## 2. 資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークとの適合

商工中金の PIF フレームワークは、モデル・フレームワークで示された以下の項目について、いずれにも適合していることを確認した。

| 要請事項   | 適合確認内容   |
|--|--|
| <b>特定フェーズ</b>  |  |
| 事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。  | 本フレームワークに基づき実行される PIF は、借入人のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。                       |
| 関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト 10 原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。   | 本フレームワークに基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。                           |
| CSR 報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。   | 本フレームワークに基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献しうる対応策となる。   |
| グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。   | 本フレームワークに基づく PIF では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されており、ポジティブ・インパクトの発現するセクターや事業活動などを特定することが想定されている。      |
| PIF 商品組成者に除外リストがあれば考慮する。   | 本フレームワークに基づく PIF では、借入人の事業活動全体を分析することが想定されている。   |
| 持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。   | 商工中金は、インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発・導入している。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。 |
| 事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。  | 商工中金は、モデル・フレームワークに沿って、インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。                      |
| <b>評価フェーズ</b>  |  |
| 評価の段階では、前の段階で特定された重大なポジティブ及びネガティブ・インパクトを「ズームイン（詳細評価）」することが可能となる。したがって、この段階では、以下を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な評価と報告を可能にするために設定したポジティブ・インパクトを意図した指標</li> <li>ネガティブ・インパクトを低減するための適切な行動計画</li> </ul> | 商工中金は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。  |

| 要請事項  | 適合確認内容  |
|---|---|
| <p>データは、事業会社の既存の業務に関するデータから導き出す。事業会社のインパクト・マテリアリティ・マトリックス、既存の活動の環境・社会影響評価、その他の関連データから活動に関連するインパクト指標を推定する。これにより、目標・アクションプラン、KPIを作成する。当該 KPI は、モニタリングの際に事業会社がその目標を達成しているかの確認に使用できるほか、ベースラインとの比較でその事業会社のパフォーマンスを評価できるようになる。</p>  | <p>商工中金は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>  |
| <p>企業が予測モデルを用いてインパクトターゲット、アクションプラン、KPI を設定している場合（例 TCFD シナリオ分析など）、直接利用することができる。<br/>商品組成者は、事業会社が PI に沿ったビジネスミックスに移行することを支援するために、信頼性が高く、フォワードルッキングなアプローチとツールを活用することが望ましい。これにより事業会社の現在と予想される活動の両方の貢献を分析することが望ましい。</p>   | <p>商工中金は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>  |
| <p>事業会社の活動がもたらすネガティブな影響に対する事業会社の管理体制、具体的行動を確認する。例えば以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネガティブなインパクトの影響範囲を特定するマトリックスなどを作成している。</li> <li>・ネガティブ・インパクトを特定・緩和・モニタリングするためのリスク管理システムを有している。</li> <li>・リスク管理システムが同業他社と比して同水準かそれ以上である。</li> <li>・関連する市場慣行と基準に整合的である（例・国家の法令、IFC パフォーマンス基準、世銀 ESH ガイドライン、国連グローバル・コンパクト等）</li> </ul> | <p>商工中金は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>  |
| <b>モニタリングフェーズ</b>   |   |
| <p>モニタリングフェーズは、金融商品の返済期限が到来するまで継続され、場合によっては、改善プログラムや撤退戦略に情報を提供することも考えられる。</p>   | <p>本フレームワークに基づく PIF は、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示することが要請される。当該事項につき、商工中金は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p> |

| 要請事項   | 適合確認内容  |
|--|---|
| 商品組成・設計者は、特定の金融商品の存続期間を超えても、管理の一環として商品設計・組成者の裁量でモニタリングを続けることができる。  | 商工中金は、PIF を伴走支援型融資と位置づけ、特定の金融商品の存続期間を超えても他のサービスや経営診断ツールの提供などを通じ、モニタリングを続けることができる仕組みを構築している。 |
| モニタリングによって、以下を評価することが予定されている。<br>・事業会社の活動から、意図されたプラスの影響が引き続き生じること<br>・重大なマイナスの影響は、引き続き適切に回避・軽減されていること  | 商工中金は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。   |
| 定期的に（例えば年次または2年ごとの評価などを金融商品の期間にわたって）、また例外的な出来事（例えば事業会社自体またはそのセクター全体に関連する重大な問題または論争、ビジネスモデルの変化、M&A など）が発生した場合には、事業会社のプラス及びマイナス影響に関する情報を入手または更新する。 | 商工中金は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。   |
| インパクトに関する情報開示を促す。ただし、商品組成・設計者に限定的に公開することができる。  | 商工中金は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。   |



## 7 適合性確認機関

本適合性確認等業務は JCR が専門性をもって、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めた。

- 株式会社日本格付研究所(JCR)  
<https://www.jcr.co.jp/>

## 確認資料リスト

- ・ 商工中金 サステナブルファイナンスの取り扱いに係る社内規程
- ・ 商工中金 ウェブサイト  
<https://www.shokochukin.co.jp/share/library/tcfd/pdf/tcfd2023.pdf>
- ・ 商工中金 TCFD レポート 2023  
<https://www.shokochukin.co.jp/share/library/tcfd/pdf/tcfd2023.pdf>